

令和2年度中央市一般会計補正予算（第5号）

令和2年度中央市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ543,586千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,420,874千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更及び廃止は、「第3表 地方債補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項	
10 地 方 交 付 税			
		1 地 方 交 付 税	
12 分 担 金 及 び 負 担 金			
		1 負 担 金	
14 国 庫 支 出 金			
		1 国 庫 負 担 金	
		2 国 庫 補 助 金	
15 県 支 出 金			
		1 県 負 担 金	
		2 県 補 助 金	
		3 委 託 金	
18 繰 入 金			
		1 基 金 繰 入 金	
20 諸 収 入			
		3 雑 入	
21 市 債			
		1 市 債	
歳 入		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1,901,010	590,513	2,491,523
1,901,010	590,513	2,491,523
197,483	△910	196,573
197,483	△910	196,573
5,119,219	366,896	5,486,115
1,233,617	540	1,234,157
3,877,870	366,356	4,244,226
839,461	32,633	872,094
501,539	1,322	502,861
264,554	26,789	291,343
73,368	4,522	77,890
1,163,096	△448,976	714,120
1,143,096	△448,976	694,120
383,949	35,030	418,979
379,333	35,030	414,363
1,440,000	△31,600	1,408,400
1,440,000	△31,600	1,408,400
16,877,288	543,586	17,420,874

歳 出

款	項
2 総務費	
	1 総務管理費
	6 防災費
	7 統計調査費
3 民生費	
	1 社会福祉費
	2 児童福祉費
	3 生活保護費
	5 福祉施設費
4 衛生費	
	1 保健衛生費
6 農林水産業費	
	1 農業費
7 商工費	
	1 商工費
8 土木費	
	1 土木管理費
	2 道路橋梁費
	4 都市計画費
10 教育費	
	1 教育総務費
	2 小学校費
	3 中学校費
	4 社会教育費
	5 保健体育費
歳出	合計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
4,696,472	100,171	4,796,643
1,149,276	95,634	1,244,910
27,836	4,539	32,375
11,881	△2	11,879
4,693,645	89,110	4,782,755
2,068,100	47,934	2,116,034
2,247,263	34,708	2,281,971
308,618	5,740	314,358
69,659	728	70,387
856,977	9,453	866,430
410,231	9,453	419,684
477,205	△1,756	475,449
459,353	△1,756	457,597
199,442	12,662	212,104
199,442	12,662	212,104
2,062,595	11,145	2,073,740
70,705	1,000	71,705
372,913	9,290	382,203
1,588,076	855	1,588,931
1,832,431	322,801	2,155,232
137,568	396	137,964
727,109	228,663	955,772
150,818	79,756	230,574
193,270	12,783	206,053
623,666	1,203	624,869
16,877,288	543,586	17,420,874

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額 (千円)
8 土木費	4 都市計画費	都市公園建設事業	756,874
10 教育費	4 社会教育費	埋蔵文化財発掘調査事業	4,503
	5 保健体育費	体育施設整備事業	203,005
合 計			964,382

第3表 地方債補正

1 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額 (千円)	起債 の 方法	利 率	償還の 方 法	限度額 (千円)	起債 の 方法	利 率	償還の 方 法
公共事業等債	58,400	普通 貸借	5.0% 以内(た だし、利 率見直 し方式 で借り 入れる 資金に ついて、 利率の 見直し を行った 後にお いては、 当該見 直しの 利率)	政府資金 については、 その融資条 件により、 銀行その他 の場合には、 その債権者 と協議する。 ただし、財 政その他の 都合により、 据置期間及 び償還期間 を短縮し、若 しくは、繰上 償還又は低 利に借換え することができる。	75,800	普通 貸借	5.0% 以内(た だし、利 率見直 し方式 で借り 入れる 資金に ついて、 利率の 見直し を行った 後にお いては、 当該見 直しの 利率)	政府資金 については、 その融資条 件により、 銀行その他 の場合には、 その債権者 と協議する。 ただし、財 政その他の 都合により、 据置期間及 び償還期間 を短縮し、若 しくは、繰上 償還又は低 利に借換え することができる。
地方道路等整備 事業債	180,600				145,800			
合併特例事業債	729,600				787,500			
臨時財政対策債	360,000				396,400			

2 廃止

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額 (千円)	起債 の 方法	利 率	償還の 方 法	限度額 (千円)	起債 の 方法	利 率	償還の 方 法
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	108,500	普通貸借	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協議する。ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借換えることができる。	—	—	—	—

令和2年度中央市介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和2年度中央市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,855千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,217,070千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項
7 繰	入 金	
		1 一 般 会 計 繰 入 金
8 繰	越 金	
		1 繰 越 金
歳 入		合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
347,867	231	348,098
347,867	231	348,098
1,000	10,624	11,624
1,000	10,624	11,624
2,206,215	10,855	2,217,070

歳 出

款		項	
1 総	務 費		
		1 総	務 管 理 費
4 諸	支 出 金		
		1 償	還 金
歳 出		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
51,146	231	51,377
31,836	231	32,067
402	10,624	11,026
402	10,624	11,026
2,206,215	10,855	2,217,070

令和2年度中央市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和2年度中央市公共下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和2年度中央市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

		収 入		
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	
第1款 公共下水道事業収益	806,588千円	5,845千円	812,433千円	
第2項 営業外収益	525,137千円	5,845千円	530,982千円	
		支 出		
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	
第1款 公共下水道事業費用	806,588千円	5,845千円	812,433千円	
第1項 営業費用	656,826千円	1,121千円	657,947千円	
第2項 営業外費用	133,416千円	4,724千円	138,140千円	

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条括弧書を「(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額90,612千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額30,773千円、引継金59,839千円で補てんするものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

		収 入		
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	
第1款 資本的収入	786,750千円	△4,416千円	782,334千円	
第2項 補助金	336,850千円	△4,416千円	332,434千円	
		支 出		
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	
第1款 資本的支出	881,916千円	△8,970千円	872,946千円	
第1項 建設改良費	358,529千円	300千円	358,829千円	
第2項 企業債償還金	522,387千円	△9,270千円	513,117千円	

(特例的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条の2中「未収金及び未払金の金額は、それぞれ30,335千円及び4,962千円である。」を「未収金及び未払金の金額は、それぞれ34,533千円及び4,313千円である。」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正)

第5条 予算第8条第1項第1号中「23,091千円」を「25,499千円」に改める。

(他会計からの補助金の補正)

第6条 予算第9条中「425,134千円」を「424,282千円」に改める。

令和2年度中央市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和2年度中央市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和2年度中央市農業集落排水事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	収 入		(計)
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 農業集落排水事業収益	260,761千円	△4,062千円	256,699千円
第2項 営業外収益	218,520千円	△4,062千円	214,458千円

(科 目)	支 出		(計)
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 農業集落排水事業費用	260,761千円	△4,062千円	256,699千円
第1項 営業費用	230,966千円	△3,422千円	227,544千円
第2項 営業外費用	26,204千円	△340千円	25,864千円
第3項 特別損失	2,591千円	△300千円	2,291千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条括弧書を「(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額33,110千円は、引継金33,110千円で補てんするものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	収 入		(計)
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 資本的収入	104,058千円	△3,973千円	100,085千円
第2項 補助金	55,038千円	△3,973千円	51,065千円

(科 目)	支 出		(計)
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 資本的支出	135,615千円	△2,420千円	133,195千円
第2項 企業債償還金	132,615千円	△2,420千円	130,195千円

(特例的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条の2中「未収金及び未払金の金額は、それぞれ4,406千円及び405千円である。」を「未収金及び未払金の金額は、それぞれ3,238千円及び15千円である。」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正)

第5条 予算第8条第1項第1号中「6,838千円」を「9,145千円」に改める。

(他会計からの補助金の補正)

第6条 予算第9条中「155,510千円」を「149,465千円」に改める。